

令和 8 年 3 月 1 0 日

土 木 部 道 路 課

## 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

## 1 和解の相手方

江東区民

## 2 事件の概要

- (1) 発生日月 令和 7 年 1 0 月 3 1 日
- (2) 発 生 場 所 江東区北砂一丁目 2 番先 小名木川クローバー橋
- (3) 事故の概要 小名木川クローバー橋において、事故者が江東区スポーツ会館側に向けて自転車で通行していたところ、タイル舗装とアスファルト舗装との境に生じていた 4 c m 程度の段差により、自転車の後輪がパンクする損傷が発生した。

## 3 和解の内容

区は、相手方に対し、4 に掲げる損害賠償額の支払義務があることを認め、当該損害賠償額を相手方に支払い、本件に関し、双方とも裁判上及び裁判外において、一切の異議及び請求の申立てをしないことを相互に確認する。

4 損害賠償額 4, 8 6 5 円（修理費）

5 決定年月日 令和 7 年 1 1 月 2 8 日

## 6 案内図・現地写真

